第4次岡山県がん対策推進計画 (素案) 主な変更内容

	現行	修正・追記箇所	変更理由等
第2章	年齢調整死亡率の推移について、基準人口	年齢調整死亡率の推移について、基準人口に平	厚生労働省が公表する 2020 年人口動態統計か
1 (7) (8)	に昭和60年モデル人口を用いる。	成 27 年モデル人口を用いる。	ら年齢調整死亡率の基準人口が昭和 60 年モデ
P7~9			ル人口から平成 27 年モデル人口に変更される
			ことに合わせたため。
第2章	図2-11	削除	図2-10-1と同じ内容であるため。
1 (8)			
第3章	記載なし	持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等	国の計画において、均てん化と同時に集約化に
2		の役割分担を踏まえた集約化を推進します。	ついて記載されているため。また、R4に示され
P35			た拠点病院等の整備指針でも集約化についての
			記載が追加されたため。
第3章	記載なし	多岐にわたる相談に対応できるよう、がん相談	第9次岡山保健医療計画の改正内容に合わせた
3		支援センターの資質向上を図るほか、	<i>t</i> =め。
P35			
第4章	① <u>たばこ</u> 対策の推進	① <u>喫煙問題</u> 対策の推進	骨子案からの変更
1 (2) ①			
P37			
第 4 章	成人の喫煙	20歳以上の者の喫煙	成人年齢が引き下げられたため。
1 (2) ①	<u>未成年者</u> の喫煙	20 歳未満の者の喫煙	
P37, 38			
ほか			
第4章	禁煙・完全分煙実施施設認定数	受動喫煙の防止	禁煙・完全分煙実施施設認定事業が終了したた
1 (2) ①			め。また、健康おかやま 21 との整合性を図るた
P39			හ.

第4章	│ <u>ヘリコバクター・ピロリの除菌が胃がん発</u>	<u>ピロリ菌の感染が胃がんのリスクであること</u>	「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のた
1(2)2	<u>症予防に有効であるかどうかについては、</u>	は、科学的に証明されています。このため、胃が	めの指針」上に記載のある普及啓発について明
P42	まだ明らかではないものの、ヘリコバクタ	<u>んとピロリ菌の感染との関係性の理解が進むよ</u>	記したため。
	<u>ー・ピロリの感染が胃がんのリスクである</u>	う、正しい知識の普及啓発が必要です。	
	ことは、科学的に証明されています。		
第4章	子宮頸がんは、その多くが HPV の感染が原	近年、20歳代~40歳代の若年層の子宮頸がんは	現状の時点修正及び国において、勧奨再開や9
1(2)②	因であり、・・・現在、接種のあり方につい	増加傾向にあります。子宮頸がんの原因は・・・	価ワクチンの定期接種化が実施されたため。
P44	て検討されているところです。	9価ワクチンが定期接種化されています。	
第4章	記載なし	胃がんに関する正しい知識、ヘリコバクター・	「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のた
1(2)②		ピロリの感染との関係等について、理解が深ま	めの指針」上に記載のある普及啓発について明
P45		るよう、普及啓発を行います。	記したため。
第4章	記載なし	新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の発	国の計画において、新たに新型コロナウイルス
2(2)1		生・まん延時の状況に応じた適切ながん検診の	等の感染症発生・まん延時の記載が追加された
P59		提供体制の整備	ため。
第4章	①がん診療連携拠点病院・地域がん診療病	①がん診療連携拠点病院 <u>等</u> の充実・強化	本文中においては「拠点病院等」とまとめられて
3 (2) ①	<u>院、がん診療連携推進病院</u> の充実・強化		いるため、同様に、「がん診療連携拠点病院等」
P64			とまとめた。骨子案からの変更
第4章	記載なし	がん医療を図る一方で、がん医療の高度化とい	国の計画において、均てん化と同時に集約化に
3 (2) ①		った状況を踏まえ、・・・施設間での連携体制を	ついて記載されているため。また、R4に示され
P64		整備する必要があります。	た拠点病院等の整備指針でも集約化についての
			記載が追加されたため。
第4章	記載なし	希少がんについては、症例数が非常に少ないこ	がん診療連携協議会での意見を反映させたた
3 (2) ①		とから、特定の医療機関に患者の集約化を図る	め。また、国の計画でも新たに希少がんの項目が
P64		とともに、希少がんに対応できる医療機関と拠	追加されたため。
		点病院との連携を推進する必要があります。	
第4章	<u>保健</u> 医療圏	がん医療圏	R4 に示された拠点病院等の整備指針の記載内容
3 (2) ①			に合わせたため。
P64			

第4章	記載なし	がんゲノム医療を牽引する高度な医療機関とし	第9次岡山保健医療計画の改正内容に合わせた
3(2)(1)		て、・・・県内でがんゲノム医療を受けられる体	│ │ため。また、国の計画でも新たにがんゲノムの項│
P65		制の構築が進められています。	目が追加されたため。
第4章	記載なし	併せて、役割分担が必要な医療機関等について	「集約化」「希少がん及び難治性がん」「がんゲノ
3(2)①		は、集約化を図ります。また、・・遺伝性腫瘍	ム」それぞれの今後の取組の内容を追記した。
P65~66		に関する正確な情報提供を行います。	
第4章	【個別目標】	【個別目標】	【現状と課題】や【今後の取組】の記載内容に併
3(2)①	・がんの診断、治療、緩和ケアについて切れ	・がんの診断、治療、緩和ケア、希少がん、難治	せ、「希少がん及び難治性がん」「がんゲノム」を
P66	目のない医療が提供できるよう、拠点病院	<u>性がん及びがんゲノム等</u> について切れ目のない	追記した。
	等や地域の医療機関、かかりつけ医の役割	医療が提供できるよう、拠点病院等や地域の医	
	を <u>明確にした</u> 体制整備を図ることを目標と	療機関、かかりつけ医の役割 <u>分担</u> を <u>踏まえ</u> た <u>連</u>	
	します。	<u>携</u> 体制 <u>の</u> 整備を目標とします。	
第4章	数値目標の 75 歳未満年齢調整死亡率につい	数値目標の 75 歳未満年齢調整死亡率について、	厚生労働省が公表する 2020 年人口動態統計か
3(2)①	て、基準人口に昭和 60 年モデル人口を用い	基準人口に平成 27 年モデル人口を用いる。	ら年齢調整死亡率の基準人口が昭和 60 年モデ
P66	る。		ル人口から平成 27 年モデル人口に変更される
			ことに合わせたため。国の集計値が公表され次
			第修正予定
第4章	②放射線療法・薬物療法・手術療法及びチー	② <u>手術療法</u> ・ <u>放射線療法</u> ・ <u>薬物療法</u> 及びチーム	国の計画の記載順に合わせたため。
3(2)②	ム医療の推進	医療の推進	
P66			
ほか			
第4章	記載なし	がん治療の影響や症状の進行に伴い、身体機能	国の計画で、リハビリテーションと支持療法の
3(2)②		が低下し、日常生活に支障を来たす・・・支持療	項目が設けられているため。
P67		<u>法を適切に推進する必要があります。</u>	
第4章	記載なし	がん治療により、口腔内でも口内炎や口腔乾燥	がん診療連携協議会での意見を反映させたた
3(2)②		症といった副作用が現れる場合があります。ま	め。
P67		た、・・・歯科の連携を推進する必要があります。	

第4章	記載なし	拠点病院等は、がんのリハビリテーション研修	国の計画で、リハビリテーションの項目が設け
3(2)(2)		を受講した・・・リハビリテーション提供体制の	られているため。
P67		整備を推進します。	340 40 4,2000
第4章		削除	調査内容が古いため。
3(2)(4)	アに関する調査」によると・・・伝えられて	1176	maxi i i i i i i i i i i i i i i i i i i
P70	いないなどの状況が明らかになりました。		
第4章	今後とも、緩和ケア研修会を開催し、緩和ケ	コキ結キ 加占庁院第二十八ヶ短和ケマ草族会	
		引き続き、拠点病院等において緩和ケア研修会	
3(2)4	アに携わる医師等の確保と質の向上 <u>が</u> 必要	を開催 <u>するとともに</u> 、地域の医療機関のがん診	地域の医療機関への受講勧奨について定められ
P70	<u>です</u> 。	療に携わる医師等に対して、研修の受講勧奨を	ているため。
		行い、緩和ケアに携わる医師等の確保と質の向	
		上 <u>を図る</u> 必要 <u>があります</u> 。	
第4章	表 4-3 岡山県の緩和ケアに関わる機関数	削除	岡山医療情報ネットの仕様変更により、がん医
3(2)4	麻薬に係る調剤の実施可能薬局数		療圏ごとの薬局数の把握が困難になったため。
P70			
第4章	・拠点病院は、引き続き国の指針に準拠した	・拠点病院等は、引き続き国の指針に準拠した	R4 に示された拠点病院等の整備指針において、
3(2)4	緩和ケア研修会を開催 <u>します</u> 。	緩和ケア研修会を開催するとともに、連携する	地域の医療機関への受講勧奨について定められ
P71		地域の医療機関のがん診療に携わる医師等に対	ているため。
		<u>して、研修の受講勧奨を行います</u> 。	
第4章	今後は拠点病院等や地域のかかりつけ医が	今後はパス <u>の在り方について見直しを行い、拠</u>	R4に示された拠点病院等の整備指針において、
3 (2) ⑤	<u>協力し、地域連携</u> パス <u>を活用した医療</u> 連携	<u>点病院等と地域の医療機関との円滑な</u> 連携 <u>体制</u>	地域連携パスの内容が削除されており、今後は
P72	<u>を行うことで在宅医療の推進を図るととも</u>	<u>の構築について検討し</u> 、がん患者が安心・・・必	地域連携パスの活用に限らず、地域連携体制の
	<u>に</u> 、がん患者が安心・・・必要があります。	要があります。	構築について検討を進めるため。
第4章	・連携協議会は、 <u>拠点病院等に対して</u> 地域連	・連携協議会は、地域連携パスの在り方の検討	R4 に示された拠点病院等の整備指針において、
3 (2) ⑤	携パスの <u>普及啓発を</u> 行い <u>ます</u> 。	<u>を行い、</u> 拠点病院等に対して地域連携パスの普	地域連携パスの内容が削除されており、今後は
P72		及啓発を <u>図り</u> ます。	地域連携パスの活用に限らず、地域連携体制の
			構築について検討を進めるため。

第4章	【個別目標】	【個別目標】	R4に示された拠点病院等の整備指針において、
3 (2) ⑤	・拠点病院等とかかりつけ医との連携が円	・ <u>地域連携パス在り方を検討し、</u> 拠点病院等と	地域連携パスの内容が削除されており、今後は
P73	滑に行えるよう、地域連携パスの活用を進	かかりつけ医との連携が円滑に行える <u>体制の整</u>	地域連携パスの活用に限らず、地域連携体制の
	めることを目標とします。	<u>備</u> を <u>推進</u> することを目標とします。	構築について検討を進めるため。
第4章	・県民が自分らしい療養生活を送り、人生の	・県民が自分らしい療養生活を送り、人生の最	ACP の普及啓発を行うため。
3(2)⑥	最期を迎えることができるよう、人生の最	期を迎えることができるよう、ACP(アドバンス・	
P73~74	終段階における生き方等について考える機	ケア・プランニング) の普及啓発を行い、人生の	
	<u>会の提供や、・・・資質向上</u> を図ります。	最終段階における生き方等について考える <u>意識</u>	
		<u>の醸成</u> を図ります。	
第4章	専門看護師	専門看護師	第9次岡山保健医療計画の改正内容に合わせた
3(2)⑦	認定看護師	認定看護師	<i>t</i> =め。
P75∼76		特定認定看護師	
第4章	記載なし	連携協議会及び県の役割に「拠点病院等におけ	【現状と課題】や【今後の取組】、【個別目標】の
3 (3)		る役割分担の検討」を記載	記載内容に「役割分担」が追加されたため。
P76			
第4章	記載なし	・専門看護師、認定看護師、特定認定看護師の	第9次岡山保健医療計画の改正内容に合わせた
3 (3)		養成支援	ため。また、【現状と課題】や【今後の取組】、【個
P76			別目標】の記載内容に合わせたため。
第4章	記載なし	・遠方に住むがん患者など、がん相談支援セン	R4に示された拠点病院等の整備指針において、
4(2)①		ターへの来所が困難な患者からの相談にも対応	オンライン等を活用した相談支援体制の整備に
P78		できるよう、オンライン等を活用した相談体制	ついて定められているため。
		の整備に努めます。	
第4章	・県は、ピアサポーターのスキルアップ研修	・県は、がん患者に寄り添ったピアサポート活	ピアサポーターの更なる質の向上を図るため。
4(2)①	会等を開催するとともに、拠点病院等と連	<u>動ができるよう、</u> スキルアップ研修会等を開催	
P78	携しグリーフケアのあり方について検討し	<u>し、ピアサポーターの資質向上を図る</u> とともに、	
	ます。	拠点病院等と連携しグリーフケアの <u>在</u> り方につ	
		いて検討します。	

_			
第4章	記載なし	インターネット等において、がんに関する情報	「岡山がんサポート情報」の周知が必要である
4(2)②		があふれる中で、科学的根拠に基づかない情報	ため。
P79		が含まれていることがあります。・・・県民が正	
		しい情報を入手できるよう、「岡山がんサポート	
		情報」等の周知を図っていく必要があります。	
第4章	記載なし	③がん患者の QOL 向上	国の計画で、「アピアランスケア」と「がん患者
4(2)③		<項目を新たに追加>	の自殺対策」の項目が新たに設けられたため、
P81 ~			「③がん患者の QOL 向上」にそれぞれ追加した。
82			
第4章	③患者会ネットワークの構築・強化	<u>④</u> 患者 <u>等の参画の推進</u>	国の計画で新たに患者・市民参画の推進の項目
4(2)4			が追加されたため。骨子案からの変更
P82			
第4章	患者団体の充実を図るための取組を支援し	患者団体の <u>活動や相談体制の</u> 充実を図るための	がん患者、医療従事者と行政が意見交換できる
4(2)4	ます。	取組を支援 <u>するとともに、がん患者、医療従事</u>	場の提供について検討するため。
P83		者と行政が意見交換できる場の提供について検	
		<u>討します。</u>	
第4章	記載なし	【個別目標】	がん患者、医療従事者と行政が意見交換できる
4(2)4		・患者及びその家族等が参画できる体制整備を	場の提供について検討するため。
P83		<u>図ります。</u>	
第4章	連携協議会及び県の役割に「がん相談支援	連携協議会、拠点病院等及び県の役割に「がん	がん相談支援センターの周知をより一層図るた
4 (3)	センターの周知」を記載	相談支援センターの周知」を記載	め、拠点病院等の役割にも追加した。
P83~84			
第4章	記載なし	拠点病院等及び県の役割に「アピアランスケア	【現状と課題】や【今後の取組】、【個別目標】の
4 (3)		に係る相談対応、情報発信」を記載	記載内容に「アピアランスケア」が追加されたた
P83~84			හ.
第4章	記載なし	県の役割に「アピアランスケアの普及・啓発」を	【現状と課題】や【今後の取組】、【個別目標】の
4 (3)		記載	記載内容に「アピアランスケア」が追加されたた
P84			め。
	· ·	· ·	· ·

	T		
第4章	記載なし	県の役割に「がん患者、医療従事者と行政が意	【今後の取組】の記載内容に「がん患者、医療従
4(3)		見交換できる場の提供」を記載	事者と行政が意見交換できる場の提供」が追加
P84			されたため。
第 4 章	6 小児がん、AYA 世代のがん対策	6 小児、AYA 世代 <u>、高齢者</u> のがん対策	国の計画で新たに高齢者のがん対策の項目が追
6			加されたため。骨子案からの変更
P90			
第4章	本県が実施した「小児がん患者・経験者とそ	削除	調査内容が古いため。
6(1)	の家族に対する実態調査」の自由記述欄に		
P90	は、・・・学習環境や妊孕性の問題などが寄		
	<u>せられました。</u>		
第4章	記載なし	小児・AYA 世代のがんでは、晩期合併症が問題と	国の計画に長期フォローアップについての記載
6 (2) ①		なることから、・・・連携を含めた長期フォロー	があるため。
P91		アップの在り方を検討する必要があります。	
第4章	記載なし	小児がん拠点病院、小児がん連携病院、拠点病	小児がん拠点病院、小児がん連携病院、拠点病院
6 (2) ①		院等とかかりつけ医などの関係機関が連携し晩	等とかかりつけ医などの関係機関が連携し、
P92		期合併症に適切に対処できるよう、長期フォロ	
		<u>ーアップ体制の整備を推進します。</u>	
第4章	・県は、平成 26(2014)年度に実施した「小	削除	調査内容が古いため。
6(2)②	児がん患者・経験者とその家族に対する実		
P93	態調査から把握した課題について検討を行		
	<u>います。</u>		
第4章	・県は、院内学級、訪問教育の充実など、療	削除	療養中の教育については、「8(2)②(ア)」(P102
6(2)②	養中でも適切な教育を受けることのできる		~) 及び「9(2)」(P105~)で記載するため。
P93	環境が整備されるよう関係者に働きかけま		
	<u>す。</u>		
		•	•

		T	
第4章	・県は、医療従事者への妊孕性温存に関する	削除	妊孕性温存については、「6(2)③」(P93~)で記載
6(2)2	研修会の開催や岡山県がんサポートガイド		するため。
P93	による妊孕性温存に関する普及啓発を行い		
	<u>ます。</u>		
第4章	記載なし	・県は、小児・AYA 世代のがん患者が気軽に相談	がん相談支援センターや「岡山がんサポート情
6(2)②		でき、正確な情報にたどり着けるよう、がん相	報」の周知が必要であるため。
P93		談支援センターや「岡山がんサポート情報」の	
		周知に努めます。	
第4章	【個別目標】	【個別目標】	「岡山がんサポート情報」等の周知が必要であ
6(2)②	・小児・AYA 世代のがん患者とその家族が悩	・小児・AYA 世代のがん患者とその家族 <u>等</u> が・・・	るため。
P93	みなどについて気軽に相談でき、また必要	相談支援体制の整備に取り組むとともに、・・・	
	な情報を得られるよう、計画期間中にその	<u>入手できるよう、「岡山がんサポート情報」等の</u>	
	環境整備に取り組むことを目標とします。	<u>情報源の周知を図る</u> ことを目標とします。	
第4章	記載なし	③妊孕性温存療法	国の計画で、「妊孕性温存療法」の項目が新たに
6(2)③		<項目を新たに追加>	設けられたため。
6(2)③ P93 ~		<項目を新たに追加>	設けられたため。
' ' -		<項目を新たに追加>	設けられたため。
P93 ~	記載なし	<項目を新たに追加>③高齢者のがん対策	設けられたため。 国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新た
P93 ~ 94	記載なし		
P93 ~ 94 第4章	記載なし	③高齢者のがん対策	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新た
P93 ~ 94 第4章 6(2)④	記載なし 記載なし	③高齢者のがん対策	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新た
P93 ~ 94 第4章 6(2)④ P95		③高齢者のがん対策 〈項目を新たに追加〉	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新たに設けられたため。
P93 ~ 94 第4章 6(2)④ P95 第4章		③高齢者のがん対策 〈項目を新たに追加〉 連携協議会及び県の役割に「小児がん拠点病院、	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新た に設けられたため。 関係機関が連携した医療体制の整備が必要であ
P93 ~ 94 第4章 6(2)④ P95 第4章 6(3)		③高齢者のがん対策 〈項目を新たに追加〉 連携協議会及び県の役割に「小児がん拠点病院、 小児がん連携病院、拠点病院等とかかりつけ医	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新た に設けられたため。 関係機関が連携した医療体制の整備が必要であ
P93 ~ 94 第4章 6(2)④ P95 第4章 6(3)		③高齢者のがん対策 〈項目を新たに追加〉 連携協議会及び県の役割に「小児がん拠点病院、小児がん連携病院、拠点病院等とかかりつけ医などの関係機関が連携した医療体制の整備」を	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新た に設けられたため。 関係機関が連携した医療体制の整備が必要であ
P93 ~ 94 第4章 6(2)④ P95 第4章 6(3) P95	記載なし	③高齢者のがん対策 〈項目を新たに追加〉 連携協議会及び県の役割に「小児がん拠点病院、 小児がん連携病院、拠点病院等とかかりつけ医 などの関係機関が連携した医療体制の整備」を 記載	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新たに設けられたため。 関係機関が連携した医療体制の整備が必要であるため。
P93 ~ 94 第4章 6(2)④ P95 第4章 6(3) P95	記載なし	③高齢者のがん対策 〈項目を新たに追加〉 連携協議会及び県の役割に「小児がん拠点病院、小児がん連携病院、拠点病院等とかかりつけ医などの関係機関が連携した医療体制の整備」を記載 拠点病院等の役割に「妊孕性温存療法の実施に	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新たに設けられたため。 関係機関が連携した医療体制の整備が必要であるため。 「妊孕性温存療法」の項目が新たに追加された

第4章	記載なし	県の役割に「妊孕性温存療法についての必要な	「妊孕性温存療法」の項目が新たに追加された
6 (3)		情報の提供」を記載	ため。
P96			
第4章	記載なし	県の役割に「高齢のがん患者が、それぞれの状	「高齢者のがん対策」の項目が新たに追加され
6 (3)		況に応じた医療や支援が受けられる体制の整	たため。
P96		備」を記載	
第 4 章	①治療と <u>職業生活</u> の両立 <u>を</u> 支援 <u>する</u> ための	①治療と <u>仕事</u> の両立支援 <u>の</u> ための取組	がん診療連携協議会での意見を反映させたた
8 (2) ①	取組		め。骨子案からの変更
P100			
第4章	記載なし	また、小児・AYA 世代のがん患者が適切な教育を	がん対策推進協議会での意見を反映させたた
8(2) ②		受けることのできる環境の整備が必要です。が	හ.
ア P102		んで長期療養を必要とする児童生徒への・・・相	
		<u>談に応じています。</u>	
第4章	記載なし	治療と教育の両立ができるよう、関係者への理	がん対策推進協議会での意見を反映させたた
8(2) ②		解を促し、環境整備に努めます。	හ.
ア P103			
第4章	記載なし	・拠点病院等は、小児がん拠点病院及び小児が	国の計画に長期フォローアップや移行期支援に
8(2) ②		<u>ん連携病院と連携し、長期フォローアップや移</u>	ついての記載があるため。
ア P103		行期支援など、切れ目ない支援体制の構築を検	
		<u>討します。</u>	
第4章	今後、国が策定する高齢のがん患者の意思	医療と介護の連携のもと、高齢のがん患者のQOL	ACP の普及啓発を行うため。
8(2) ②	決定の支援に関する診療ガイドラインの検	の維持向上を図るとともに、人生の最終段階に	
イ P103	討状況を注視しながら、・・・医療従事者等	おいて望んだ場所で最期を迎えることができる	
	<u>の資質の向上を図ります。</u>	よう、ACPの普及啓発を行います。	
第4章	記載なし	・高齢のがん患者が、人生の最終段階において、	ACP の普及啓発を行うため。
8(2) ②		本人の望む場所で最期を迎えられるよう、ACPの	
イ P104		普及啓発を推進することを目標とします。	

第4章	記載なし	県の役割に「児童生徒が治療と学習を両立でき	がん対策推進協議会での意見を反映させたた
8 (3)		る環境の整備」を記載	හිං
P104			
第4章	記載なし	9 デジタル化の推進	国の計画で、「デジタル化の推進」の項目が新た
9		<項目を新たに追加>	に設けられたため。
P105			
第 4 章	記載なし	10 非常時を見据えた対策	国の計画で、「感染症発生・まん延時や災害時等
10		<項目を新たに追加>	を見据えた対策」の項目が新たに設けられたた
P105			හ.